

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成28年 6 月22日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第 5 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年佐賀県条例第34号。以下「施行条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び施行条例で使用する用語の例による。

(許可条件の付加又は変更の通知)

第 3 条 佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第 3 条第 1 項又は第31条の22の許可をした後において法第 3 条第 2 項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により新たに条件を付し、又は条件を変更するときは、その旨を許可条件付加・変更通知書（様式第 1 号）により当該許可を受けた者に通知するものとする。

(不許可の通知)

第 4 条 公安委員会は、法第 3 条第 1 項又は第31条の22の許可をしないときは、不許可通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(風俗営業の営業制限地域の特例)

第 5 条 施行条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する公安委員会規則で定める地域は、道路法（昭和27年法律第180号）第 3 条に規定する一般国道及び県道の路端から50メートルの区域内の地域とする。ただし、次の表の左欄に掲げる施設ごとに、その敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から、同表の右欄に定める距離以内の地域を除く。

施設	距離
学校 図書館 児童福祉施設	100メートル
病院 診療所	50メートル

(相続、合併及び分割の承認等の通知)

第 6 条 公安委員会は、法第 7 条第 1 項、第 7 条の 2 第 1 項又は第 7 条の 3 第 1 項（いずれも法第31条の23において準用する場合を含む。）

の承認をした場合にあつては相続・合併・分割承認通知書（様式第3号）により、当該承認をしない場合にあつては相続・合併・分割不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（構造、設備及び遊技機の変更の承認等の通知）

第7条 公安委員会は、法第9条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の承認をした場合にあつては営業所の構造・設備の変更承認通知書（様式第5号）により、当該承認をしない場合にあつては営業所の構造・設備の変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の承認をした場合にあつては遊技機の変更承認通知書（様式第7号）により、当該承認をしない場合にあつては遊技機の変更不承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（特例風俗営業者等の不認定等の通知）

第8条 公安委員会は、法第10条の2第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、不認定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 公安委員会は、法第10条の2第6項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消したときは、その旨を特例風俗営業者認定取消通知書又は特例特定遊興飲食店営業者認定取消通知書（様式第10号）により当該処分を受けた者に通知するものとする。

（報告等の要求）

第9条 公安委員会は、法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告等要求書（様式第11号）により行うものとする。

（許可取消しの通知）

第10条 公安委員会は、法第8条（法第31条の23において準用する場合を含む。）、第26条第1項又は第31条の25第1項の規定により許可を取り消したときは、風俗営業許可取消通知書又は特定遊興飲食店営業許可取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（指示）

第11条 公安委員会は、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示は、指示書（様式第13号）により行うものとする。

（営業停止命令及び営業廃止命令）

第12条 公安委員会は、法第26条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25第1項若しくは第2項、第34条第2項、第35条、第35条の2若しくは第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による営業停止命令又は法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号若しくは第31条の15第2項の規定による営業廃止命令は、営業停止命令書又は営業廃止命令書（様式第14号）により行うものとする。

（措置命令）

第13条 公安委員会は、法第31条の10、第31条の11第2項第2号又は第39条第3項の規定による措置命令は、措置命令書（様式第15号）によ

り行うものとする。

(指定取消しの通知)

第14条 公安委員会は、法第39条第4項の規定により指定を取り消したときは、指定取消通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(勧告)

第15条 公安委員会は、法第24条第5項(法第31条の23において準用する場合を含む。)又は第31条の9第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第17号)により行うものとする。

(医師の指定)

第16条 公安委員会は、法第41条の2の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定による精神保健指定医の指定を受けた医師のうちから行うものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を公示するものとする。

(警察本部長への委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、佐賀県警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月23日から施行する。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の廃止)

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年佐賀県公安委員会規則第2号)は、廃止する。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

許可条件付加・変更通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第3条第2項
第31条の23において準用する

第3条第2項の規定により、下記のとおり 許可に条件を付した
許可の条件を変更した ので通知する。

記

- 1 付加した・変更した条件
- 2 付加・変更の理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 備考
- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった 風俗営業の許可 特定遊興飲食店営業の許可 について

は、下記の理由により許可しないので通知する。

記

不許可の理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

相続・合併・分割承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 風俗営業 相続
特定遊興飲食店営業 の 合併 に
分割

については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号
殿
佐賀県公安委員会 印
相続・合併・分割不承認通知書
年 月 日付けで申請のあった 風俗営業 特定遊興飲食店営業 の 相続 合併 分割 に
については、下記の理由によりこれを承認しないので通知する。
記
承認しない理由
この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

営業所の構造・設備の変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 風俗営業所
特定遊興飲食店営業所 の構造又は
設備の変更については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

営業所の構造・設備の変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 風俗営業所 特定遊興飲食店営業所 の構造又は

設備の変更については、下記の理由によりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(代表者は佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

遊技機の変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった風俗営業者が設置する遊技機の増設、交
替その他の変更については、下記のとおりこれを承認するので通知する。

記

承認事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

遊技機の変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった風俗営業者が設置する遊技機の増設、交替その他の変更については、下記の理由によりこれを承認しないので通知する。

記

承認しない理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった 特例風俗営業者の認定
特例特定遊興飲食店営業者の認定 に

については、下記の理由によりこれを認定しないので通知する。

記

不認定の理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

	第 年	月	号 日
殿			
佐賀県公安委員会 印			
特例風俗営業者 特例特定遊興飲食店営業者 認定取消通知書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第10条の2第6項	第31条の23において準用する同	
法第10条の2第6項	の規定により、下記のとおり	特例風俗営業者 特例特定遊興飲食店営業者	の
認定を取り消したので通知する。			
記			
1 認定年月日、認定番号及び営業の種別			
2 認定取消しの理由			
この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。			
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。			
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。			

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

報告等要求書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第1項の規定により、下記のとおり報告又は資料の提出を求める。

記

報告又は資料の提出を求める事項

		第	号
		年	日
		月	
殿			
		佐賀県公安委員会	印
風俗営業 特定遊興飲食店営業	許可取消通知書		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第8条 第26条第1項 第31条の23において準用する 第31条の25第1項		
同法第8条	の規定により、下記のとおり	風俗営業 特定遊興飲食店営業	の許可を取り消し
たので通知する。			
	記		
1	許可年月日、許可番号及び営業の種別		
2	許可取消しの理由		
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			

- 備考
- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

指示書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 の規定により、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示事項
- 2 指示の理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

						第		号
						年	月	日
殿								
佐賀県公安委員会 印								
営業停止 営業廃止 命令書								
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 の規定によ								
り、下記のとおり営業の 停止 廃止 を命ずる。								
記								
1 営業所の名称及び所在地 事務所又は受付所の所在地								
2 営業停止・営業廃止の範囲								
3 営業停止の期間 年 月 日から 年 月 日までの 日間								
4 営業停止・営業廃止の理由								
<p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>								

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 号
日

殿

佐賀県公安委員会 印

措置命令書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第31条の10

第31条の11第2項第2号の規

第39条第3項

定により、下記のとおり措置をとることを命ずる。

記

- 1 措置命令事項
- 2 措置命令の理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 備考
- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

指定取消通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第4項の規定により、下記のとおり佐賀県風俗環境浄化協会の指定を取り消したので通知する。

記

- 1 法人の名称、事務所の所在地及び代表者氏名
- 2 取消しの理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

勧告書

第24条第5項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条の9第2項
第31条の23において準用する同

法第24条第5項の規定により、下記のとおり 管理者の解任 措置をとること を勧告する。

記

- 1 勧告事項
- 2 勧告の理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に佐賀県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（代表者は佐賀県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 備考
- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。